

津波災害警戒区域指定後の 茅ヶ崎市の津波避難対策について

茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課
令和6年12月

はじめに

- 1 津波ハザードマップ更新までの経緯
- 2 津波ハザードマップの更新
- 3 津波一時退避場所のさらなる強化
- 4 津波避難訓練の実施
- 5 津波避難等に関する勉強会の実施



1 津波ハザードマップ更新までの経緯

現在の「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」は、国内観測史上最大規模の地震と言われる東日本大震災を受け、平成24年3月に神奈川県より示された震源の異なる12地震の津波浸水予測図に基づくもの。

そのうち、**本市に甚大な津波被害**をもたらすと予測される「慶長型地震」「元禄型関東地震と神縄・国府津 - 松田断層帯地震の連動地震」「南関東地震」の**3地震の津波浸水予測図を重ね合わせて**、平成24年6月に作成。

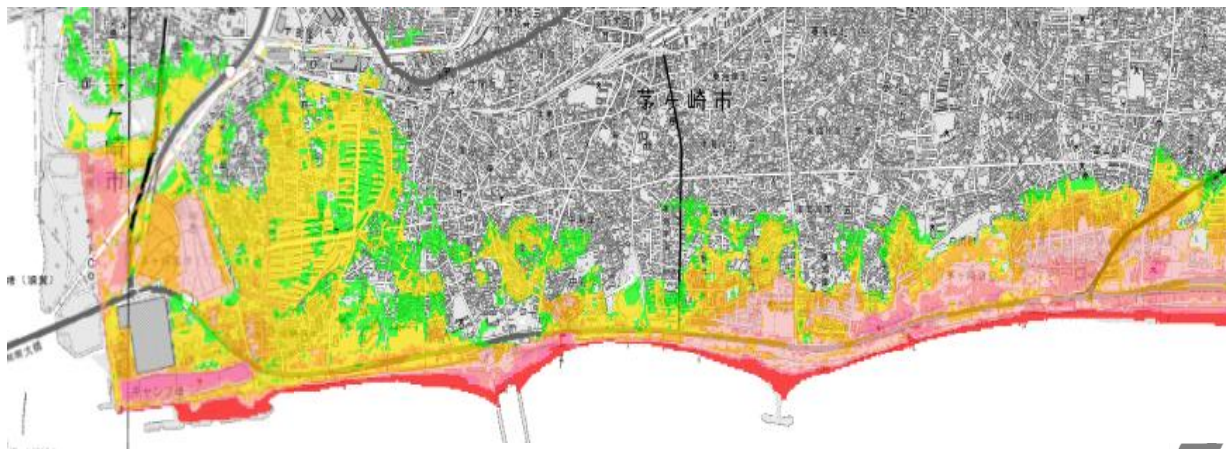


1 津波ハザードマップ更新までの経緯

平成25年12月、国が津波想定に関する**新たな科学的知見**を示す。
県は命を守ることを目的に「**想定外をなくす**」という考えのもと新たな知見を取り入れ、平成27年3月に**津波浸水予測図**を見直す。

県は見直しを行った複数の津波浸水予測図（例：相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル））を基に、「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた**津波浸水想定図**を新たに作成。

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定を新たに設定。



1 津波ハザードマップ更新までの経緯

市は県の新たな津波浸水想定図の公表を受け、津波ハザードマップの更新を平成30年度に予定。一方、同時期に県から津波浸水想定に基づく津波災害警戒区域の指定に向けた方針が示される。

県は県内沿岸地域を4つのブロックに分け、小田原ブロックを先行的に進める地域とし、その成果を県内に広げていくこととした。



1 津波ハザードマップ更新までの経緯

市は津波災害警戒区域の指定を受けると県から「**基準水位**」が示されることから、津波ハザードマップの更新は**区域指定を受けた上で進める**こととし、その間、先行して指定を進める自治体の成果や市民に及ぼす影響等について**検証**を行うこととした。

市は先行して区域指定を受けた自治体の状況を確認し、指定による効果として「**市の津波防災体制の促進**」「**市民の防災意識の向上が感じられる**」といった評価を確認。

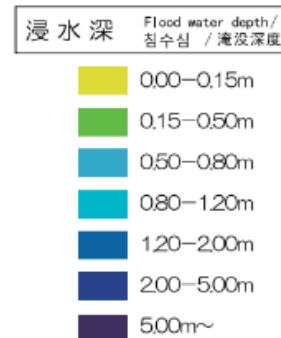
令和6年4月、市は津波災害警戒区域の指定について**前向きに検討を進めていきたい意向**を自ら県に伝え、その後、双方協議を重ね本説明会に至る。

2 津波ハザードマップの更新

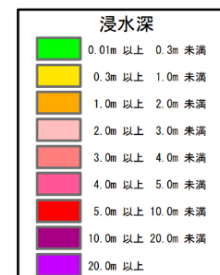
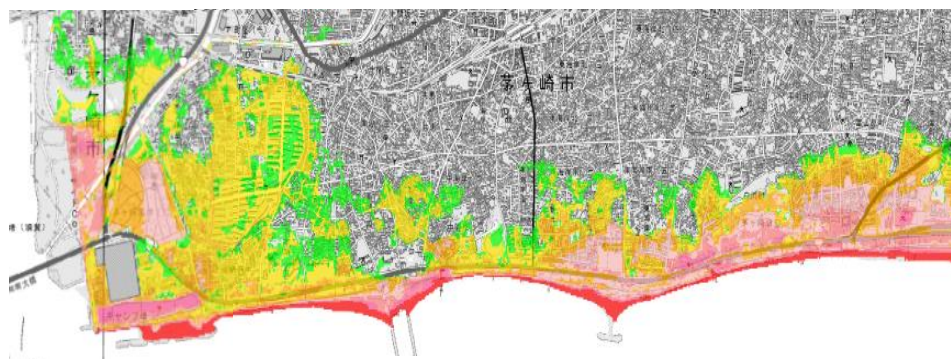
更新予定 1

新たな知見に基づく津波浸水想定図をもとに、
最大クラスの津波の「浸水域」と「浸水深」が示される。

【現状】
津波浸水想定



【更新後】
津波浸水想定



2 津波ハザードマップの更新

< 参考 > すでに…

新たな知見による**最大クラスの津波の「浸水域」と「浸水深」**の詳細は、市ホームページ内「**まっぷdeちがさき**」で確認できる！



※基準水位ではありません



二次元バーコード
(スマートフォン用サイト)

津波防災マップを選択

地図を表示を選択

地図をスクロールする

2 津波ハザードマップの更新

更新予定 2

津波災害警戒区域の指定に伴い県知事が公示を行う
「**基準水位**」を基に**避難場所の高さがより明確**に示される。



※基準水位…津波が建築物等に衝突した際の水位の
上昇（せり上がり）を考慮した水位



例えば…

今の津波ハザードマップの浸水深では、
2階に垂直避難すれば安全と判断

基準水位に基づく新たな津波ハザード
マップでは、津波のせり上がりの影響
で2階も浸水することが判明

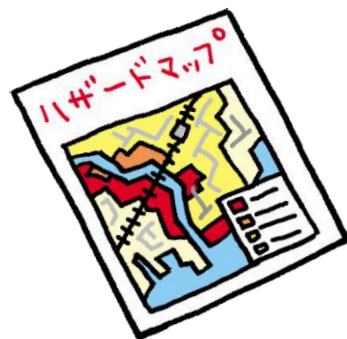
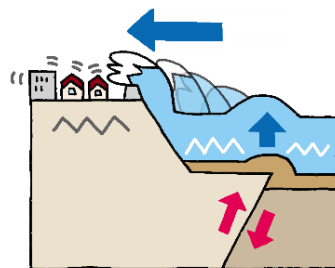
命を守るためには、2階よりもさらに
高い場所へ避難する必要がある

2 津波ハザードマップの更新

更新予定 3

地図面：津波一時退避場所の名称、多言語表記を追加

学習面：津波の基礎知識や避難手順、情報収集方法等を掲載



令和7年4月より作成

令和7年9月頃、公表・配布予定

3 津波一時退避場所のさらなる強化

津波一時退避場所とは

津波警報発表時、津波から身を守るため市民等が
一時的または**緊急**に**避難する施設または場所**

（マンション協定締結先、市立小中学校 等）

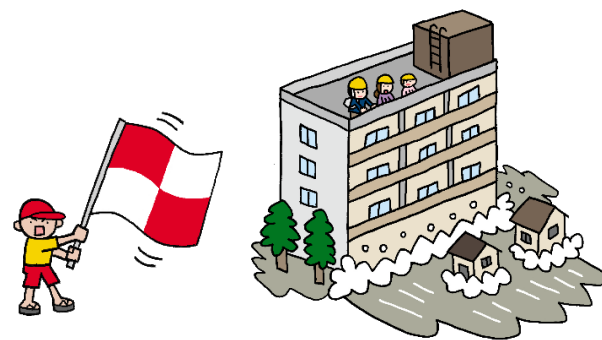
181か所（令和6年12月現在）



津波一時退避場所（マンション等協定締結先）の
さらなる拡充とともに、既存の協定締結先との**連携強化**を図る

4 津波避難訓練の実施

【日時】 令和7年11月上旬（予定）



【対象】 津波避難対象地域の住民等、海浜利用者等

【内容】 シェイクアウト訓練（地震時の安全確保行動）
津波一時退避場所までの避難訓練 等

市民等の津波への意識の向上及び避難行動の促進を
図るため、市と市民、関係機関等が連携して実施

5 津波避難等に関する勉強会の実施

市民等の津波への**意識の向上**及び**避難行動の促進**を図るため、自治会等のご要望に応じて、市が自治会等の会合等を訪問し、津波避難等に関する勉強会を実施します。



市は、津波災害警戒区域の指定を新たな契機として、今後も地域の皆様と連携し、津波避難対策にさらに取組んでまいります。

**ご清聴いただき
ありがとうございました。**